

志木市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第13条）

第2章 基本的施策等（第14条―第27条）

第3章 志木市男女共同参画審議会（第28条―第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきている。

志木市においても、昭和62年に策定した「志木市婦人問題行動計画」や平成8年に策定した「しき・女と男のハーモニープラン」に基づき、市の特性に応じた様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだに多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化や国際化、情報化など、急激な社会経済情勢の変化に対応した新しい価値観の創造が求められている。

更に、首都近郊のベッドタウンとして急速に発展してきた本市では、出産及び子育て期の女性が本人の希望に反して就労の場から離れざるを得ない状況も多く、家庭生活や雇用分野における男女共同参画の推進が強く求められている。

今後、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、男女が互いの人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして、自らの意思で責任と役割を果たしていくことこそが、本市における重要課題である。

このような認識から、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、事業者等及び市民の将来にわたる責務を明らかにし、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所等の事業活動における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動について対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第7条 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解をし、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持及び自己決定が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の実現についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、事業者等及び市民と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

4 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第10条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第12条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的

取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 家庭等あらゆる場面におけるドメスティック・バイオレンス

(市民に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、市民に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者等に対する暴力行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、男女共同参画の推進に関する基本的な目標及び目標を達成するための施策の大綱を定めるものとする。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、志木市男女共同参画審議会に諮問するとともに、事業者等及び市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制)

第15条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び促進するため必要な体制を整備するものとする。

(積極的格差是正措置)

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者等及び市民と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

(普及啓発)

第17条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等及び市民の活動に対する支援)

第18条 市は、事業者等及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出への対応)

第19条 市長は、事業者等又は市民から次に掲げる苦情の申出を受けた場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての苦情
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情
- (3) 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された旨の苦情

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合、必要があると認めるときは、志木市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出への対応)

第20条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、事業者等又は市民から相談の申出があった場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の整備)

第21条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに事業者等及び市民による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点施設の整備に努めるものとする。

(公共施設等における環境の整備)

第22条 市は、市が設置し、又は管理する公共施設等において、特に乳幼児を養育している男女の社会活動への参加を促進するために必要な設備の設置等、男女共同参画の推進に資するための環境の整備に配慮しなければならない。

(男女共同参画推進のための教育及び学習の支援)

第23条 市は、教育のあらゆる場において男女共同参画に配慮した教育に努めるとともに、生涯にわたって多様な選択を可能にする学習の支援に努めなければならない。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第24条 市は、男女が共に家庭生活等及び職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第25条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画社会の実現に関する理解及び取組を推進するため、

毎年6月を志木市男女共同参画推進月間とする。

- 2 市は、男女共同参画推進月間において、男女共同参画社会の実現に向けた行事を実施するものとする。

(調査研究)

第26条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第27条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 志木市男女共同参画審議会

(設置)

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、志木市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 苦情の申立ての処理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第30条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 事業者等の代表者
- (3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

- 3 委員の数は、男女同数とする。

- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第19条第2項、第3章及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 志木市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和53年志木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略